

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
綾川町	羽床上地区（羽床上・牛川） （道東、是清、矢谷、川原、道西、池谷、大柳、井手下、今滝、西蓮、足原、安帽子、長谷、為成、兜、大谷、百浦、助真、戸塩、畑小尻、梅樹、川原、宗戸、横井、大塚、坂脇、辰口、野岡、天尾、内間、小原、大星、信谷、萩尾、室上、長谷、小松、室中、大谷、泉谷）	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	213.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	145.7ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕地面積の合計	84.7ha
Ⅰ うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	58.9ha
Ⅱ うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.1ha
(備考)	

注1：③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論するうえで適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

羽床上地区のアンケート調査によると、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は7.1haである一方、耕作者が70歳以上で後継者が未定又は不明の農地は61.1haとなっているため、将来的に耕作放棄地の増加が予想される。

イノシシ等の被害を受けて維持管理が困難となる農地が増加している。

中山間地域では、法面の草刈等、農地維持管理の負担が大きい。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象地区の農地利用は中心経営体である認定農業者等が担うほか、将来的には担い手が不足することから、他地域からの認定農業者等の受け入れや、集落営農組織の新設、認定新規就農者等の育成支援に関係機関と連携して取り組んでゆく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置づけられます。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

農業継続が困難となった農地については、農地中間管理機構を積極的に活用して中心経営体への農地集積を一層推進させるとともに、農作業の負担軽減と効率化のため農地の集約化にも取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

町の補助事業を活用した防護柵等の設置を推進するとともに、中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等を活用して農地の維持管理に努める。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	A	露地野菜・ 施設野菜	0.59	露地野菜・ 施設野菜	0.59	
認農	B	水稻・露地 野菜・施設 野菜	0.90	水稻・露地 野菜・施設 野菜	0.90	
認農	C	水稻・麦・ 露地野菜	1.42	水稻・麦・ 露地野菜	1.42	
認農	D	米・麦・露 地野菜・施 設野菜	22.20	米・麦・露 地野菜・施 設野菜	30.20	
認農	E	水稻・麦	13.65	なし	0.00	
認農	F	水稻・麦・ そば他	1.75	水稻・麦・ そば他	1.21	
認農	G	水稻・露地 野菜・畜産	3.57	水稻・露地 野菜・畜産	4.56	
認農	H	水稻・施設 野菜	1.00	水稻・施設 野菜	1.00	
認農法	I	水稻・麦	14.70	水稻・麦	17.00	
認農法	J	露地野菜	10.90	露地野菜・ 麦	20.90	

認農	K	水稲・露地 野菜・施設 野菜	0.75	水稲・露地 野菜・施設 野菜	0.75	
認農法	L	水稲・麦	0.52	水稲・麦	0.52	
認就	M	水稲・施設 野菜	3.40	水稲・麦・ 施設野菜	3.40	
計	13経営体		75.35		82.45	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが
 確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。